

総務大臣
高市 早苗 様

地方財源の拡充に関する要請書

地方自治体が自らの責任と権限においてその役割を果たすためには、地方の権限に見合う財源が確保されるよう、地方財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、受益と負担という地方税の原則を曲げて20年度に導入した地方法人特別税・譲与税を、いまだ廃止せず3分の2の規模で継続した。その上、地方の貴重な自主財源である法人住民税の一部を新たに国税化し、消費税率10パーセント段階では、法人住民税の国税化を更に進めるとした。これらの措置は、明らかに地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。

また、これらの動向に加え、平成27年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

現在、地方自治体には、少子高齢化への対応、教育や産業振興、社会資本の維持更新など膨大な財政需要が存在しており、地方自治体が今後も充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠である。

こうした中、地方全体で10兆円を超える財源不足を抱えている現状をも踏まえれば、地方間での財源調整で根本的な問題の解決を図ることは困難である。

よって、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会は連名で、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう確実な代替財源を確保するとともに、地方法人課税の見直しにあたっては、限られた地方財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

平成26年11月12日

東京都知事 舛添 要一

特別区長会会長 西川 太一郎

東京都市長会会長 竹内 俊夫

東京都町村会会長 河村 文夫